

応募要領

1. 公募件名

政府共通決済基盤を利用したキャッシュレス納付に係る決済代行業務の委託

2. 事業概要

政府の「デジタル社会の実現に向けた重点計画」(令和4年6月7日閣議決定)では、国民の利便性の向上及び業務の効率化を図るため、国の行政手続における手数料等のキャッシュレス化を推進しており、デジタル庁は、各府省庁におけるキャッシュレス化が効率的・効果的に実施されるよう、各府省庁が共通で利用が可能な決済基盤(以下「政府共通決済基盤」という)を整備している。また、地方公共団体における行政手続についても、政府共通決済基盤を利用したキャッシュレス納付を可能とすることで、国民の利便性の更なる向上を図ることができる。

本事業は、政府共通決済基盤を利用した行政手続における手数料のキャッシュレス納付に係る決済代行業務を委託するものである。

3. 公募期間

令和5年1月27日(金)から令和5年2月6日(月)

4. 業務内容

対象の行政手続に係る手数料の決済代行業務
詳細は調達仕様書のとおり

5. 公募に参加する者に必要な資格に関する事項

(1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者については、この限りではない。

(2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。

(3) 令和4・5・6年度全省庁統一資格の「役務の提供等」のA、B、C又はD等級に格付けされ、競争参加資格を有する者であること。

(4) 各府省庁等において指名停止期間中の者でないこと。

(5) 以下の暴力団排除対象者に該当しない者であること。

① 契約の相手方として不適当な者

ア 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)であるとき

- イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
 - ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
 - オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき
- ② 契約の相手方として不適当な行為をする者
- ア 暴力的な要求行為を行う者
 - イ 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
 - ウ 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
 - エ 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
 - オ その他前各号に準ずる行為を行う者
- (6) 上記暴力団排除対象者であることを知りながら下請負又は再委託の相手方としないこと。
- (7) 上記(1)～(6)の公募参加資格のない者の提出書類等は無効とする。

6. 公募対象

調達仕様書に記載の要件を満たす事業者

7. 応募書類

- (1) 参加申請書（別添様式）
- (2) 誓約書（別記）
- (3) 資格審査結果通知書（全省庁統一資格）
- (4) 登記事項証明書
- (5) 貸借対照表、損益計算書及び事業報告又はこれらに準ずるもの
- (6) PCI DSS の認証を得ていることを示す証明書等
- (7) 調達仕様書「3(2)ア④」の要件に関し、講ずる措置の内容を示す書面等
- (8) 調達仕様書「3(2)ア⑤」の要件に関し、講ずる措置の内容を示す書面等
- (9) 調達仕様書「3(2)ア⑥」の要件に関し、講ずる措置の内容を示す書面等
- (10) 調達仕様書「3(2)ア⑦」の要件に関し、具体的な実績の内容（実施期間、処理件数等）を示す書面等
- (11) 調達仕様書「3(4)ア」の要件を満たすことを示す書面等
- (12) 別紙1の選定基準のうち、評価基準を満たしているものについて、その内容を示す書面等（項番8-2から8-4は除く）
- (13) 見積書

様式は任意とするが、内訳として調達仕様書「4(1)ア」の①から④に係る費用を明記すること。また、調達仕様書「4(2)ア」に係る費用は37万円を上限とする

こと。

8. 提出期限及び提出先等

本応募要領に従って、以下の提出期限までにメールにて応募書類を提出すること。

- (1) 提出期限：令和5年2月6日（月）17時必着
- (2) 提出先：デジタル庁省庁業務サービスグループキャッシュレスPJ（担当：松崎）
〒102-0094 東京都千代田区紀尾井町1-3 東京ガーデンテラス紀尾井町19階
電話：03-6771-8389（直通）
E-mail：cashless@digital.go.jp
- (3) 本応募要領に関する問い合わせ
デジタル庁省庁業務サービスグループキャッシュレスPJ（担当：松崎）
電話：03-6771-8389（直通）
E-mail：cashless@digital.go.jp

9. 契約相手方の決定

- (1) 審査の方法
調達仕様書に記載の要件を満たす事業者が一者の場合、その者と随意契約を行うこととする。なお、そのような事業者が複数の場合、別紙1の選定基準による審査を行って、最も高い点数であった事業者を契約相手方として決定する。審査に当たっては、必要に応じてヒアリング審査や資料の追加等を依頼する場合がある。
- (2) 審査結果の通知
審査の結果については、令和5年2月8日（水）までに全者へ通知する。

10. その他

- (1) 応募書類等の作成費用は提案者の負担とする。
- (2) 提出された応募書類等は返却しない。
- (3) 提出された応募書類等に対して、質問した場合には対応すること。